

第十号議案

大分県立埋蔵文化財センター利用規則の制定について

大分県立埋蔵文化財センター利用規則を次のように定める。

平成二十九年三月十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立埋蔵文化財センター利用規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成二十八年大分県条例第四十五号）第六条の規定に基づき、大分県立埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第二条 センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、入館は午後四時三十分までとする。

2 大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

二 十二月二十八日から翌年の一月四日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 教育委員会が特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用制限等)

第四条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、その入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は利用を制限し、若しくは利用を停止させることができる。

一 出土品その他埋蔵文化財に関する資料(以下「資料」という。)並びにセンターの施設及び設備を故意に亡失し、汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると思われるとき。

二 資料の返納を故意に怠ったとき。

三 定められた場所以外で喫煙又は飲食したとき。

四 めいていし、大声を発し、若しくは危険物を持ち込む等他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

五 その他管理上支障があると認めるとき。

(資料の館外貸出し)

第五条 資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、所長が特に必要があると認められた場合については、この限りではない。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

提案理由

大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定に伴い、発掘調査の成果の公開、体験学習の実施等を推進するため、大分県立埋蔵文化財センターの利用に
関し必要な事項を定める必要があるので提案する。

大分県立埋蔵文化財センター - 利用規則の制定について

1 提案理由

大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 8 年大分県条例第 4 5 号）の制定に伴い、発掘調査の成果の公開、体験学習の実施等を推進するため、大分県立埋蔵文化財センターの利用に関して必要な事項を定める必要があるため提出するもの

2 利用規則の趣旨及び構成

この規則は、大分県立埋蔵文化財センターの利用に関して必要な事項を定めるものであり、利用時間（第 2 条）、休館日（第 3 条）、利用制限等（第 4 条）、資料の館外貸出し（第 5 条）、委任（第 6 条）について規定するもの

3 主な内容

(1) 利用時間（第 2 条関係）

入館者の利用時間帯を歴史博物館や先哲史料館と同じ取扱いとする。ただし、利用者の展示見学時間確保のため入館は 1 6 時 3 0 分までとする。

利用時間 9 時～ 1 7 時（入館は 1 6 時 3 0 分まで）

(2) 休館日（第 3 条関係）

現在の埋蔵文化財センターは土日祝日を閉庁としているが、県民に広く普及啓発する機会を得るため、歴史博物館や先哲史料館同様の扱いとする。

休館日：月曜日、1 2 月 2 8 日～ 1 月 4 日

4 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日